

◇静岡県建築基準条例第10条の2第1項に規定する知事が定める基準の一部の改正

1 改正の理由

枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める等の件の一部を改正する告示（令和7年3月31日国土交通省告示第247号）に伴い、必要な改正を行いました。

2 施行期日

令和7年6月6日から施行することとしました。